Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	一三一一年の「Lords Ordainers」について
Sub Title	The ordainances of 1311 : a study in administration in the reign of Edward II
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1958
Jtitle	史学 Vol.31, No.1/2/3/4 (1958. 10) ,p.498- 521
JaLC DOI	
Abstract	The Reign of Edward II has attracted a great deal of attention from the administrative and the constitutional standpoints. Many aspects of this reign have received consideration by eminent scholars. But unfortunately although many scholars have presented their conclusive views on this reign, it can hardly be said that they have come to any substantial agreement, even in their interpretations of the place of this reign in the whole course of English constitutional and administrative history. Especially on the reform movement of the Lords Ordainers of 1311, four principal investigators have adopted views that cannot be thought to be compatible with each other. The safest way of approaching this problem is, the writer thinks, to examine closely as much of its sources as possible. After careful examination of these sources, he describes how the Lords Ordainers were led to impose the Ordinances of 1311 upon Edward II and tried to analyse the contents of these Ordinances. His conclusion is that the Lords Ordainers did not attempt to establish a kind of "Ministerial" System of government in place of so-called "Household" System, but they intended only to expel the self-seeking advisers from the royal government. Therefore, this baronial reform movement was the same as those of the thirteenth century in its aims.
Notes	慶應義塾創立百年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19581000-0502

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

灾

# 一三一一年の「Lords Ordainers」について

# 森 岡 敬 一 郎

を公にしたが、その際、觸れ得なかつた點について、改めて私見を述べさせて頂きたいと思ふ。 Edward II の治世に關しては、先に、「ヨーク條令」に關聯して、國制史上に於けるその意義について少しく卑見

對內的にはバロンズの叛抗、最後には彼自身が弑せられる悲命に陷つたのであるが、 Edward I による改革の跡を受 定し得ぬ所である。多くの歴史家によつて、この時代が研究の對象として取上げられてゐるのも、こうした意味からに な勢力との衝突が認められるのみならず、その間を縫つて來るべき安定した體制への模索が續けられてゐたことは、否 けた彼の治世には、底流として重大な力が働いて居り、彼の失政や失敗の內には、前代の强力な革新的なものと反動的 先にも述べた如く、政治の表面に關する限り、彼の治世は、全く悲慘なものであつたと言へよう。對外的には敗戰

照合し、 く處なからしめるが如き感を與へる。我々にとつて最も健全な途は、可能なる限り史料に則しつつ、先學の研究を彼我 混亂期の常として、ヨーロッパの先學の研究に於いても、この時代の評價は、極めて區々であり、我々初學の徒に就 攻究を加へて行くこと以外にはないように思はれる。 以下、 この治世の前半に發せられた一文書を中心とし

他ならない

て、 かかる文書を生み出すに至つた歴史的經緯に觸れつつ、その文書の歴史的意義に檢討を加へんとするのが、小論の

**范围**こ おえ

先づ、 最初に一三一一年の所謂 「Ordinances 」 の生れた歴史的經緯について述べなければならない。

會的王制の成立」として捉へてゐる如く、 のであつたことも疑を容れる余地のない處であり、正に J. E. A. Joliffe 教授が、「政治的封建制度からの離脱」 イギリス封建國家が Edward I 治下に一大變容を遂げたことは、周知の事實である。この變化が極めて根本的なも 一つの劃期的な意味を有するものであつたことは、 既に何人も疑はざる處で 議

ある。

とを看取し得るのである。 に阻止・沈默せしめ得ることは不可能であつた。卽ち彼の治世の末年には、 との摩擦を伴はざるを得なかつたのも事實であり、英邁にして强力な國王 Edward I にしても、 しかし、 かような根本的變革は、 從來の秩序、 體制の下にあつて、 特權的地位若しくは既得の權益を享受する諸勢力 既にかかる不安の兆候の蠢動しつつあるこ こうした抵抗を完全

たことも當然であつた。 Edward I とは比較し得ざる無能な國王であつたために、 しかるに一三〇七年 Edward I 歿後、王位に卽いた Edward II は、 更に新國王 Edward II 自身、 治世の頭初に當り、前國王時代の側近を、政治の中心人物であ 抑壓せられてゐた勢力の叛抗的行爲が、 政治的手腕に於いても、又人物に於いても、 著しくなつて行つ

一三一一年の「Lords Ordainers」について

世の初年には、國王とバロンズとの提携が進められ、明るい前途をも思はせるものがあつた。 的識見に基いて取られたものか否かは別として――は、パロンズとの關係を良好ならしめたことは勿論であり、 った 意圖してゐたかも知れないが、又一方に於いては混亂を招く一助ともなつた。こうした國王の融和的態度 Walter Langton を初めとして、拒けてゐることは、彼自身、 意識的に、 前代の强力な集權體制からの離脱を ―それが政治 彼の治

ければならない。こうした點から見れば、 として崩れて行くことになつた。しかし、この背後には、前代の强固な集權的政策の破綻の累積もあつたことも考へな が皇太子時代からの竈臣達であり、その中心人物は、 Gascony 出身者である Peter (Pier) Gaveston なる人物であ に大きくなつて行くのである。 とも見ることも出來る。ともかくも、王とバロンズとの對立反目は、 Peter Gaveston なる人物を軸として、次第 Walter Langton その他の前國王時代の側近に代つて、國王の周邊にあつて國政の樞機に參畫したのは、Edward II バロンズとの協調の明るい見通しも、 Peter Gaveston の恣意的な國政運用と、國王の彼に對する偏愛を契機 Edward II の卽位の當初に行はれた大臣の交替も、 かかる不安定の表現

には、バロンズは、 國王が Gaveston 排撃を前にしても、再三彼を擁護したことは、バロンズ陣營の統一强化を導き、遂に一三〇八年 强硬に國王を壓迫し、 Gaveston の國外追放を行はせることに成功したのである。

承認と引換へに、バロンズから Gaveston の歸國の承認を得てゐる。 しかし翌年には、 國王は、 國王の政府の肅淸を要求するバロンズ側の要求である所謂、 "Stanford Articles" の

しかし Gaveston は、 追放によって何等學ぶ處なく、 再びバロンズ蔑視の傾向を强く現はして來た。かくて諸侯の

徒らに費消せられたことなどが非難されてゐる。 搾取を行つて來たこと、又スコットランドに對する戰爭失敗の責任、對スコットランド戰のために徵收せられた稅金が 助言によつて國家に大きな損害を與へたこと、國土及び國庫の貧窮を來たしたこと、教會及び一般人民に對して不當な 統一は、再び强化され、彼等の手によつて、王國の改革を要求する請願が議會に提出せられた。この請願は、 バロンズ及び王國内の最も賢明なる人々の手によるものであり、王國の卽時の改革の必要なること、國王は、不適切な 大諸侯、

の在り方」 (l'estat de nostre hotel et de nostre roiaume) を決定する權能を賦與してゐる。 (de nostre fraunchevolunte)、高位聖職者、 高級諸侯、バロンズに對し、一三一一年のミカエルマスまでの間に、 「高位聖職者、高級諸侯、バロンズ、及びかかる任務に堪え得る人々」が、「正義と理性」に從い、「王室及び我が國 國王は、この請願の結果として、一三一〇年三月十六日、letters patent により、國王自身の「自由意志に基いて」

に適當な人物を選ぶこと、又國王の不利益を生ぜしめないことを約束してゐる。 その翌日、高位聖職者、高級諸侯及びバロンズは、國王に書簡を送り、彼等及び他の人々の間から、かかる任務遂行

員によつて殘余十五人の「ordainers」が選ばれた。こうして二十一人の「Lords Ordainers」が生れたのである。 Salisbury) を選び、この四人が二人のバロン(Hugh de Veer と William le Marshall) を選び、この六人の委 「正義と理性と戴冠式の誓文」に從ひ、王國の改革案を作成することを誓つてゐる。これらの「Ordainers」は、急進 これらの所謂「Lords Ordainers」は、「教會の權威と利益」、「國王の權威と利益」、又「人民の利益」のために、 五月二十日から選擧が始り、聖職者が二人の Earl (Lincoln と Pembroke) を、Earl が二人の司教 (London と

とに同意した。 案」作成も完了し、 的な Earl of Lancaster を中心として、上記の「改革案」の作成に當つた。 この間、 ットランド戰爭を行ふ一方、バロンズの攻擊に對しては、Gavestonの保護に努力してゐる。しかし、やがて「改革 國王もバロンズ側の幾回かの要求の後、八月十六日 Westminster に於いて、 國王は、北方に於いて對スコ 議會を開催するこ

て、少しく檢討を加へて見たい。 せられて、全土に公布された。これが「一三一一年の Ordinances」 と稱せられるものである。次にその内容につい の司教により、高級聖職者、若干の大諸侯、バロンズの前に開陳せられ、十一月十日には、國王の かくて、上記の「改革案」は、九月二十七日、卽ち、「Ordainers」に許された活動期間満了の二日前に、 Great Seal が印 Salisbury

### 註

- 1 との點では、彼が從來の「戴冠式の誓約」に變更を加へた事實が注目されなければならない。 日稿を改めて論じたい。 しかしこの問題については、 後
- 2 叉バロンズの側からしても例へば代表的なバロンズが國王の寵臣 意してゐることなど、兩者の接近が認められる。 Peter Gaveston を、Earl of Cornwall とすることに同
- 3 前代の過度の强力政策の破綻は、財政上の負債の激增と行政上の混亂となつて現はれている。(Tout, Chapters in Mediaeval Administrative History, Vol.II, p.192.)
- 4 かかる統一意識の强化は、Mirror of Justice に數多く見出される實例から推測し得る。
- (5) 實體的には、一三○○年の Articuli super Cartae の繰返しであつた。
- 6 このバロンズの書簡は、Monumenta Guildh. Lond., Vol.II, Pt.I, pp.200~202. にある。

de Crombwell の如き代表的人物全てを含んでゐた。 Lovel, Ralph fitz William, Payn Tibetot, John Botetonte, Bartholomew de Badlesmere, John de Grey, John Lancaster, Henry de Percy, Hugh de Veer, Robert de Clifford, Robert fitz Payn, William le Marshall, John Lincoln, Hereford, Richmond, Pembroke, Warwick, Arundel の各 Earl、バロンズは、少數であるが、Herry de これらの手紙に署名してゐる人々は次の如くである。聖職者としては、Canterbury 大司教、Wincheloey を初め、London perilz et autres peussent estre oustez et redresces par ordynance de votre Barnage.」 みあべ de la corone, la, quele il sunt tenuz a meyntir pur lour ligeance qe vous voillez assentir a eux, qe ceux この請願の未尾に、「Par quei, Sire, voz bons gents vous prient umblement, pur savacion de vous et de ceux, Lincoln, Salisbury, Winchester, Exeter, St. David's の各司教、又 Earls としては、Gloucester, Lancaster,

7 Earl 片人 (Gloucester, Lancaster, Hereford, Lincoln, Pembroke, Richmond, Warwick, Arundel)<sup>c</sup> 聖職者七(Canterbury の大司教、London, Salisbury, Chichester Norwich, St. David's, Llandaff の各司教)。 John de Grey) Baron 长人 (Hugh de Veer, William le Marshall, Robert fitz Robert, Hugh de Courtney, William Martin,

\_\_\_

ない。次にその内容を簡單に紹介して見よう。 との 「Ordinances」 は、 四一ケ條からなり、 他の中世文書の如く、 配列に統一を缺き、又内容も必しも明瞭では

全化 先づ冒頭第一條には、 (第三條)、 關稅の取扱から外國人を排除すること(第四條)、 教會の特權の擁護と尊重が述べられ、次いで國王の平和の維持(第二條)、王の財政狀態の健 Magna Carta の遵守(第五條)、 等が述べら

れている。

たのである。 助言を以つて國王を誤りに導いたと考へられた人々の排除の要求が、當時の人々には、最も重要な條項と看做されてゐ 家的に大きな發言力を發揮してゐた「人」に關する問題であつた。 しかし、當時の人々の眼に最も重要と思はれたのは、制度の改革に關する條項よりも、國家の要職を占めるか又は國 即ち國王の側近にあつて、國王に對し正しからざる

財政、 十條)。これに比べれば、Beaumont 家は、政治上に占める位置も低かつただけに、加へられた非難も激しくなかつた バロンズの同意なくして對Scotland 戰を開かしめた責任等が擧げられ、最後に彼の永久追放が要求されてゐる 害、又不當なる助言によつて國王をバロンズとの協調體制から逸脫せしめたことの責任、行政上の紊亂に對する責任 ては數多くの非難が浴せ掛けられ責任が追求されてゐる。 的分野に活躍したものとしては、Beaumont 家、財務方面に於いては Friscobaldi 家があつた。Gavesotn に對し (二十二・三條)。 Friscobaldi 家に對する非難には、 彼等外國金融業者の活動によつて生じたイングランド國內の このような人物の第一として「Ordainers」に考へられたのは、上述の Gaveston であつたが、これと並んで政治 經濟上の混亂に對するバロンズの傳統的な反感が現はれてゐると言つてよいであらう。 例へば、 國王の財政紊亂に對する責任、 彼の行つた王權侵

of the Wardrobe, Chief Keeper of the Forest and South of Trent の任命には、パロンズの同意を必要と chequer, 重要な職務、 the Steward 例へば、Chancellor, 主要な裁判官、Treasurer, Chancellor and Chief Baron of Exof the Household, the Keeper of Privy Seal, Chief Keeper and Controller

ものであつたことは否定出來ない。 することが規定されてゐるが、これは、上述の「國王の側近から好ましからざる人物の排除」を目的とする諸條項と共 に考へられるべき問題であり、これらによつて、國王の恣意を排し、國政に對してバロンズの協力體制の確立を目指す

十八條、第三十七條)。 用し得る印璽であつたが、王の保護狀、特赦狀、その他が、この印璽によつて多數發せられてゐたこと、又、この際に、 「好ましからざる人々」の助言のために、司法上の混亂と王權に對する損害を招いたことに對する處置であつた(第二 これと關聯して擧げらるべきは、Privy Seal の使用制限である。これは、Great Seal とは異り、國王の自由に使

てゐることは、窮知ることが出來る。Exchequer裁判權の縮限の努力などは、この點と關聯して考へらるべきである。 とし、Tresuary を行政の中心、又、全ての文書發行の中心として、整備をはかり、バロンズと協調體制 意味を持つてゐなかつたと言はれてゐる。しかし、行政改革の諸條項を全體として見れば、Exchequer を財政の中心 革に關するものであらう。 次に考へるべきものは、行政機構の改革に關する諸條項であるが、この內第一に擧げられるのは、Exchequer の改 しかしこれは、内容的には手續上の改革に關するものにとどまり、能率の增進を圖る以外 の確立に努め

の長は、 最後に觸れるべきものは、 ロンズの同意を以つて任命されるべきこと、 國王王室諸機關に關する條項である。 (=)Steward は、 所謂 "Household" Common Plea に關しては、 の裁判を行ふことが禁ぜ  $(\cdot)$ Wardrobe

「三一一年の「Lords Ordainers」について

依然として、Household 内に置かれるが、別にその Keeper を定むべきこと、などが規定されてゐる。 られたこと、闫、Wardrobe が Exchequer を經由することなく收入を得てはならないこと、又、Privy Seal は、

### 註

- 1 例くば Acut. Bridl., pp.40~41. Chron. Lanerc., pp.193~4, Chron. Mon. de Meloa., Vol.II, p.326. など。 (J. Conway Davies; The Baronial Opposition to Edward II, p. 369, N. 7. よいの)
- 2 これは當時宮廷に勢力を張つてゐた Henry de Beaumont とその姉妹であつた Lady de Vescy に對するもの。所領の不 る。 正獲得に對する還附の命令、國王の顧問團からの追放、公式の場所以外では國王に面會することの禁止などが規定されてゐる、 Lady de Vescy に對しては、國王に法に反する writ を多數 Privy Seal によつて發行せしめたことが非難されてゐ

# =

出した「Lords Ordainers」は、歴史的にいかなる意味を持つものと考へられるべきであらうか、この點について少 しく考究を加へて見たい。 以上が「Ordinances」の内容の要旨と思はれるものであるが、しからば、この「Ordinances」及び、それを生み

制樹立の意圖」を見ようとする J. C. Davies 説を初め、 々としては、S. B. Chrimes 行政(廣義)の全領域にわたり尖鋭な性格を有するものであるために、歴史家の注目を惹くことも多く、「近代的內閣 「Lords Ordainers」の運動は、上述の如く、國王に對する武力的叛抗をも伴ひ、かつまた、その要求する處も、 の言ふ處に從ひ、 今一度事實そのものに歸つて「Ordinances」によつて事實としてい 幾多の說が林立し、 その間の懸隔の著しいものがある。 我

は、 かなる變化が行政上に加えられたかについて 檢討を加へることが 最も 健全な 方法であるように 思はれる。 このために 先づ、この時期以前の行政制度の變遷について簡單に述べる必要があるであらう。

Chancery, Treasury の如き機關にしても、處管事務の複雜化、又社會の安定に伴つて要請されて生じて來た職務遂行 に他ならず、 の客觀化が或程度行はれて來たものであつたに過ぎず、 局の國王の意思からの疎緣化によつて、それらはやや獨立化し、國王意思は反つて拘束を加へられる結果となつた。 定の方式が成長し、國王意志といへども慢りに亂すことを得ざる一定の慣行が生じ、 の諸職との間に大きな相異を見ることは出來なかつたと言つてよいと思はれる。 近にあつて、 て、獨立化・客觀化の事實を余りに强調して考へることは誤りであらう。これらの部・局の官吏とても、 かしこれらの比較的獨立化したと考へられる部・局としても、その職務の執行は、國王の委任によつて行はれたのであつ あつたことは申述べる必要がないであらう。 と行を共にすることはなくなつて一定の場所に定着して來る。一方、處管事項分化、 十三世紀中葉頃には、 のであつたが、漸く、 中世に於ける廣義の行政が、全て國王を中心として國王の顧問會議 國王の自由意志を除いては、機構自體の活動は停止して了ふ。この國王を助けるものとして、國王の顧問 國王の巡幸と行を共にして移動する Wardrobe や Chamber 即ち所謂 主として財務を行ふ Exchequer、文書を司る Chancery、又裁判所が獨立し、(4) 處管事務の複凑し、又複雜化するに從ひ、 本來、 全ての行政上の諸問題は「curia regis」 複雑な構構の中心としてこれを動かして行くものは國王の意 「curia regis」の内部に職務分化が行はれて來た。 (curia regis) 要するに先に述べた Exchequer, 國王意思の執行機關の整備と各部 機能分化に伴ひ、 Household (hostel, domus) によって行はれたもので に於いて解決さるべきも 又、國王の移動 事務遂行上の 國王のより側 0

張し、反つて實體を見誤らせしめる恐れなしとしないもののように思はれる。Conway Davies は、 明せんとして、幾多の事例を引いてゐるが、これらを見れば、反つて兩者の區別のなし難いことを感ぜしめるのである。 とは否定し得ぬ所であらう。從つて行政機關を二分して、Exchequer, Chancery, Treasury を國家的機關、Ward-意味に於いて、國家行政は國王意志に左右される處は依然として大きく、國王の私的機關としての性格を具備してゐたこ 議の結果國王の決定した處は、或は文書により、或は口頭命令によつて、自由に諸部局に命令されたのであつてこうした るに信賴するべき人々に私的に意見を徴したのである。これが King's Council に他ならない。こうして單獨或は協 意義が重要となるのである。即ち、國王は、自らの意志に從い、諸々の人物、例へば前記諸官廳の高級職員その他、 等を國王の私的な機關となずことは、一面の眞理をよく捉へてゐるとは考へられ得るが、兩者の相違を過度に誇 兩者の區別を證

 $\widehat{\mathbf{1}}$ J. C. Davies; The Baronial Opposition to Edward II. (Camb., 1918).

その他

M. V. Clarke; Mediaeval Representation and Consent. (London, 1936)

T. F. Tout; The Place of Edward II in English History. (Manchester, 1937).

B. Wilkinson; Studies in the Constitutional History of the 13 and 14 Century (Manchester, 1937)

S. B. Chrimes; Itroduction to Administrative History of Mediaeval England. (Oxford, 1951). p. 154

2

3 この傾向の一般的な性格の敍述としては、G. T. Lapsley; Crown, Community and Parliament in the Later Middle Ages. 第五論文 The Interpretation of the Statute of York. 特に第二・三節。

又所謂"Household System"一般については、G. J. Davies 前掲書第二章"Household System"参照のこと。

私的な用務を辯ずる機關が、古くから存在してゐた。これらの機關の最も重要な職員は、Steward と呼ばれたが、 紀末には二人居たことが認められる。 Wardrobeと、Chamberの發達について略述すれば、フランスに於けると同様に、イングランドに於いても、 國 此は十二世 王の純粹に

4

から自由であつた(會計報告も行はれてゐない)。 特に徴收された收入、又若干の王領地からの收入など)及び國王の私的な支出とを取扱つた。この機關は、 camerarius なる職員が置かれ、又特別の金庫が設けられて、Treasury に入れられない特別の收入 Chamberlainが設けられたが、これは世襲的な名譽職でバロンのむしろ稱號のようなものに近かつた。 十二世紀になると、上記の機關とは別に camera (Chamber) と稱する機關が現はれて來る。ことには長として magister この機關が組織的に整備を見たのは、十二世紀中であり、その長官として (國王の 全く Exchequer writ によつて

つたが、 上の活動が目覺しくなる。Wardrobe の會計は、Treasury から支給され、かつ Exchequer に對して會計報告の義務があ 衣服や私用の金錢、 Henry II の治世までは、 Wardrobe は、Chamber に完全に從屬してゐた。元來 Wardrobe とは、寢室の際にあつて 既にこの頃から軍隊の支拂は、Wardrobe の處管であつたと考へられる (Tout; Chapters; Vol.I, p. 167)。 文庫などを保管する部屋を意味してゐる。しかし、Henry II の時代に至ると、文書の發行保管など行

Rivanx, Peter de Aigue 王權伸張と Wardrobe の發達とは平行的に行はれてゐる。特に注意すべきは、國王の寵臣、 就中外國出身者 Peter de う方法によつてではあるが、攻撃の對象になつてゐる。 して行はれた。したがつて一二五八年の the Baronial Reform の際には、Wardrobe の會計に間接的に制約を加へるとい Henry III の治世の間に、Wardrobe の重要性が增したのに對して、 Chamber は、政治的にはその意義を喪つた。 Blanche (Poitou 出身)、Peter Chaceporc, (Savoy 出身)、等の政治家の活躍はここを根據と

5 Scriptores regis その主腦者(Chancellor) は同時に Exchequer の一員でもあり、又 Wardrobe その他にも關係してゐた。しかし十三世紀 (補註)本文では觸れ得なかつたが、ここに Privy Seal について述べて置く。 Curia Regis の文書を擔當する部分は、 Exchequer と區別された獨立の機關となつた。 と稱せられてゐたが、 又王の印璽をも保管してゐた。 との部課は、 特別の構成人員があつた譯ではなく

たが、後に Wardrobe に移された。 容易に現はすために別箇の印璽が必要となる。この必要は旣に Henry II, Richard I 頃から感ぜられ、署名又は Small Seal なる印璽が用ゐられて、より自由に文書を發行してゐる。これが Privy Seal なのである。これは初め Chamber に置かれ Chancellor は司教であり從つてバロンであつた。一方、獨立の部局として整備されて來ると、 國王の意志をより迅速且つ

6 政の區別し得ぬことを認めてゐる。 の區別を强調する J. C. ならない。中世の國家行政は國王に私的に從屬する傾向の强かつた。「Household Government」と「State 「Household System」と言ふ名稱自體が、中世の人々には用ゐられたことのない言葉で、近世の歷史家の創出した概念に他 Davies すらも「國王の行政が、全て國王の Personal Government であり」そこに二の種類の行 Government\_

### 四

い。」とか言ふ言葉は、皆こうした國王の特殊的な地位を示すものであつた。 王を召喚することは出來ない。 優越する」とか、「國王には時効がない」(Nullnm tempus occurit regi.)とか又「國王は上位者を持たない。 このような複雑化した機構の中核たる國王は、廣大な特權を與へられざるを得ない。「國王は他の何 何人も國王に命令を 與へることは出來ない。 夫故に國王に對しては 訟訴を提起し得な れのものよりも 國

てゐた諸權利の擁護を目指したものであつたことは勿論であるが、ここから更に、特に Edward I の如き王權擴張を の隨所に見出される。こうした主張は、バロンズが政治上の發言力を要求し、 なくしては變更し得ない。」 しかしバロンズの立場には、これと稍異るものがあつた。「國王も法の下にある」とか、「この法はバロンズの同意 とか、「國王の命令は法以上の力を持ち得ない。」 とか言ふ言葉が、Mirror 封建制の秩序の内にあつて彼等が保有し

呼ばれる概念として、國王個人とは別箇のものと思惟されることが著しくなつたとしても不思議はないであらう。 策した國王に對しては、かかる國王個人の行爲とは別に、バロンズの有する旣得の權利を動かし難い旣定のものとして その埓内に於いて、しかも廣大な權限を有し且つ行使する理想的な國王の像が考へられ、これが抽象的な王

場合には、 れている。 てゐる。 Homage と誠實義務の誓約は、 誓約によつて人民を統治する義務を負ひ、 である。このような場合に、法によつて國王を導くことは不可能である。というのは、 coronae)が一人の個人に與へられない限り、 とが示されてゐるのである。卽ち「Homage と誠實議務の誓は、 いものであるならば、 いであらう。夫故に、 存在しないから。このような場合に、もし國王が理性に從はうとしないならば、彼は唯その誤りを確認させるに過ぎな 事實一三〇八年の 有力なバロンズの行つた宜言には、 國王を理性に戻し、 そして人々は、 夫故に、もし、王位の權威に關して、國王が偶々理性によつて導かれなかつたならば、彼の臣下は、 法の形式によつてか、或は暴力によつてか、いかにして國王を(正しい在り方)に戻す方法が問はれるべき もし國王が王位にとつてはそれを損ふものであり、 この誤りは暴力によつて遠去けられることが正しいとされることになる。 個人に對してよりも王位に對して結付いてゐる。そしてこのことは、 又王位の權威を恢復する義務がある。 國王個人に對してではなく、王位、 彼の臣下 (ligii sui) は國王の授助の下に法に從つて人民を保護するやう義 何人にも誠實義務は屬さず又負はれることもないということの內に現は 極めて注目に價する言葉を見出すのである。 さもなければ、 國王の身柄自體に對してよりも王位に對してなされ 即ち抽象的な王權に對して行はれたものであるこ 國民にとつては有害なことを却けようとしな 誓約は守られないであらう。 國王の裁判官に非ざる裁判官は 王位の と言ふの 權威 これによると、 (status 國王は 誓約に かかる

一三一一年の「Lords Ordainers」について

第一一四號

服從することにはならないことが强調されてゐることをも知るのである。 區別されてゐることが理解し得る。更にまた、王位そのものに對して誠實をつくすことが、必しも個々の國王に對して 務付けられてゐるから。」としてゐるのである。この言葉によつて、抽象的な王位の觀念と、(4) 具體的な個 々の國王とが

爲に出るもののあることは、上に引用した文書の内容と關聯して、極めて興味ある處と思はれる。 のものに對して負ふものであると考へ、國王の下す命令についても不當と思はれるものに關しては、遵守を拒否する行 更に又、一部のバロンズの間には、彼等の占めてゐる職を、具體的な國王によつて授けられたものではなく、王位そ

### ŧì

1 Bracton; De Legibus et Consuetudinibus Angliae (Rolls Series) Vol.I, pp.444~5 Bracton's Notebook Vol.I. (ed. F. W. Maitland). Vol. I, p.129

regno suo (Vol.III, pp.127~8.) 絙′ Dominus Rex non potest summoneri nec preceptum sumere ab aliquo cum non habeat superior se in

尚 Bracton の國家觀、王權理論については、後日稿を改めて論ずることとしたい。

- 2 Mirror of Justice, pp.155, 161, 184, 188. など。 (J. C. Davies 前掲書より。)
- 3 このことは、J. C. Davies が詳細に論じてゐる處である。詳しくは J. C. Davies 前掲書 序章 を参照されたい。
- (4) 以下にその原文を示す。

factum coronae regem reducere et coronae statum emendare juste obligantur, alioquin sacramentum debetur; unde, si rex aliquo casu erga statum coronae rationabiliter non se gerit, ligii sui per sacramentum regis, quod inde liquet quia, antequam status coronae descendatur, nulla ligiancia respicit personam nec Homagium et sacramentum ligiantiae potius sunt et vehementius ligant ratione coronae quam personae

regis auxilio suntastricti. (以下略 sacramentum praestitum se obligavit regere populum, et ligii sui populum protegere secundum legem cum dampnosum et populo nocivum est, judicatum est quod error per asperitatem amoveatur, eo quod per propter sacramentum observandum, quando rex errorem corrigere vel amovere non curat, quod coronae casu, si regia voluntas rationi dissonaret nihil aliud eveniret nisi error fortius confirmatus. Quocirca legis vel asperiatis; per sectam legis dirigi non potest eo quod judices non habentur nisi per regem, in quo praestitum violatur. Praeterea quaerendum est quomodo in tali casu rex reducendus est, an per formam

### 五

以上の如く、國王と王權の區別が考へられ始めて來たのであるが、一方に於いて國王の行政は、いかように行はれて

ゐたであらうか。

Wardrobe の發達は著しいものがあり、正に政治の中心となつてゐた觀がある。これは單に Edward I の治世に限ら 度の收入を取扱つてゐたとしても、尙夫程の重要性を有してゐなかつたことが、一二七五年の The Ordinance of 心として利用する傾向が强かつたのであつた。この時期に於いては、今尚 Chamber は、 財務機關としては、或る程 Westminster に於いて、Chamber の職員たる Chamberlain について觸れる處のないことからも知り得るが Edward I 治下に行はれた王權伸張政策の遂行に當つては、先に述べた Exchequer, Chancery, Treasury の如 比較的國王から獨立性を有した機關よりも、國王の側近にあつて、より私的な機關たる Household を行政の中

一三一一年の「Lords Ordainers」について

난 大部分がこの Wardrobe に職を得てゐたのである。又更に此等の人々の多くは、 じた。同様に れる處ではない。 從順に聽く人々を行政の要所に据え、かつ、彼等を Wardrobe なる一の機關にまとめて、その行動の聯關性を保持さ の所謂 しての性格の最も濃厚な機關を中核として推進されたのである。 Chancery を支配してゐたが如きである。こうして側近にあつて國王と密接な結付きを有し、國王の意志を比較的(3) Wardrobe かくして行政各部局の有機化が維持された譯である。要するに Edward I の偉大なる事業は、 「國家的機關」の樞要の地位をも兼有し、これによつて Wardrobe は國家行政の文字通り中核となつてゐた。例へ 彼等が Wardrobe の官職を占めることによつて行はれた。即ち國王はその私的顧問を Wardrobe の職に任 Edward I 治下に於いても、國王の忠實な手足となつてその意志の實現に努力した有能な私的顧問 の重要な職員の一人であつた Walter Langton は、 Henry III の時代にも旣に認められる。卽ち Savoy' Provence, Poitou 出身の國王の籠臣の國政 同時に Exchequer を支配し、同じく Burnell Edward I 治下に於いては、 國王の私的機關 上述

王の側近にあつた人物が 等が Wardrobe を利用して行つたことは、前代と些かも異る處はない。しかし、 Edward II の治下に入ると、 Edward I のそれよりもはるかに質の悪いものであつたことが問題であつた。 初期のバロンズの協調時代があつたが、やがて Gaveston の側近政治が始ると、 Edward II 治下にあつては、 彼

「Lords Ordainers」の改革要求が起つた時、 その鉾先が Household に向けられたことは當然であつ

た。

- (1) 「Household」の活動については、前節註 をも参照
- 2 Charles Petit-Dutaillis, George Lefevre; Studies and Notes Supplementary to Stubb's Constitutional History (Manchester, 1930) p. 387. (句~ 一般的に pp. 348~405.)
- 3 Edward I 時代の行政の運営を知ることはこの點で示唆する處が多いであらう。當時の Wardrobe は行政官の養成所であり 國家行政の忠をなしてゐた。後に Exchequer, Treasury, Chancery の重要な職員となつたものは、此所で養成された。且 大部分を形式してゐた。彼の治世に、行政の運營に統一を與へてゐたのも Wardrobe である。 Burnell は、 Wardrobe を 主宰すると同時に、Chancery の長であり、Walter Langton は、Exchequer と Wardrobe とを同時に主宰してゐる。 彼等の大部分は比較的卑賤な生れであつた。更に Wardrobe の職員 (Knight が大部分) は、 國王側近の私的顧問團の

### 六

次に「Ordinances」はいかなる形で實現されたのであらうか。

は、 地は、殆んど Gaveston, Beaumont 等の國王の籠臣の土地であつた。一三一一年一〇月二三日には、 年三月一六日以降許可された土地の王權への沒收の細かい命令が發せられてゐるが、その內容を見るに、沒收せられた土 Man の領地を舊領主の手に還附すべき writ が國王と全 Council とによつて發せられてゐる。又十月十一日には、前 は、Scotland 及び Ireland に於いて許可された全ての特許が無効とされ、又同日 Beaumont 家に與へられてゐた その一部が國王の反對の意志にも不拘、實行に移されてゐることは明らかに認められる。即ち一三一一年十月九日に Despencer に與へられた John of Adam に對する後見權を停止してゐる。この他、二三の特權の廢止が見ら 國王の Council

三一一年の「Lords Ordainers」について

れる。以上はバロンズの壓力によつて實現された所であつた。

期に於いてすら、Trent以南の 與へたに過ぎなかつた。 つ時たらしい。例へば、「Ordinances」の發布せられた後暫時の間、 次に「Ordinances」 の重要な條項である官吏の任免に關しても、 Keeper of Forest の任命の場合にも、 バロンズの影響は大きな力を發揮しては居なか 即ちバロンズの勢力の最大であつたと思は 先に任命が行はれ、 バ 口 ンズは事後承諾を れる

のに對し、 以Langton 又國王は、Walter Langton——Edward I 時代の重要な官吏(上述) バロンズは一致して反對し、 の任命を阻止し得たに過ぎない。 別に彼等の推す候補者の任命のために運動したが、これには成功せず、 を再び Treasurer に任命せんとした 僅か

する印璽が必要であり、かくすることは不可能であつたであらう。 國王を中心として行はれて居り、 を加へることにとどまり、これを完全に國王の下から引離すには成功してゐない。これは先に述べた如く、國家行政が Privy Seal に關しても、 と の 彼の意志の表示なくしてはその機能の圓滑化が妨げられる以上、 Keeper の任命に關與することを定めることによつて、 Privy Seal 國王と常に行を共に の使用に制限

る點に於いて、最も徹底した立場を取る J. Conway Davies すらも認めざるを得なかつた處であつた。 と思はれる程弱いのである。このことは、 以上見た如く、「Lords Ordainers」 の活動の最も盛んであつたと思はれる時期に於いてすら、彼等の活動は意外 「Lords Ordainers」の目的を Household 的行政體制の打破にありとす

しからばこうした事態は、バロンズの積極的意志にも不拘、國王の實力に屈した結果として現はれたものであるのか、

或は、 本來の「Lords Ordainers」の主張の內に旣にかかる事態を招來すべき要因が內在してゐたのか否かが問題と

# 七

なるように思はれる。

それには、 先づこのバ 口 ン ズの叛抗運動の發端をなすと見られる一三〇九年のバロンズの請願 此が上述の所謂

"Stanford Articles」を生むことになる— ――に戾つて見る必要があらう。

王の城守が普通法上の裁判を行ふこと、(十一)、 ける搾取、M、writ of protection の濫發のために裁判が遲延すること、 Marshal によつて不當に行使される裁判、的、請願をより圓滑に處理するための機關の不充分なこと、田、市場に於 食糧品の不正沒收、台、 この請願の内容については、旣に Stubbs が優れた分折を行つてゐるが、それによれば、⇔、食糧調達官吏の橫暴、 輸入稅、 特にこれが外國人の所得となること、 國王の escheater の權限逸脫行爲、であつた。 (**=**) め、罪人に赦免狀が賣られること、 貨幣の質の低下、 (Erd) (H) Steward ੫ <del>(+)</del> 或

れてゐない。 ここには、 個々の國王の行爲に對する非難はあるが、根本的原理なり、又、 制度そのものとしての改革が何等考へら

あり、王國の 更に一三一〇年のバロンズの叛抗が當時の人々の眼に映つた最も顯著な性格は、 一般的狀態に對する根本的改革は第二義的な意味しかなかつたようである。(2) Gaveston の歸國に對する憤滿で

第二に「Lords Ordainers」 の行動そのものについて、その活動は一三一一年のミカエルマスまでと定められてゐ

一三一一年の「Lords Ordainers」について

である。

ることである。又、彼等が繰返してゐる處の言葉(五二九頁に述べた)ことは彼等の意圖をよく示してゐて極めて重要

ものがあつたとすることも肯へて誤りではないと言はざるを得ない。 なかつたのかと思はれる。この點で Stubbs の如くバロンズの一二五八年のバロンズの要求と性格上軌を一つにする 要するに彼等にとつては、あくまでも、政治上の不正なる助言者を排除することにその主たる努力が費されたのでは

は當然であつたと思はれる。 當なる助言者の排除は、 ものではあるとしても、 上述の如く、 行政制度そのものの根本的な否定には到つてゐないことが注意されなければならない。この意味で、 「王權」と「國王個人」とは區別される思想がバロンズに懷れてゐたことは否定し得ず又重要視すべき 彼等の第一の關心であつたらうし、これが時人の眼にも彼等の要求する中心點と看做されたの 彼等の意圖する處は、 國王の個々の不正を匡し、 個々の不正の由因を排除するに留つたのであ 國王の不適

構からの離脱」の意圖をそこに讀取らうとすることは、重大な意味を持つものと言はざるを得ない。例へば一二五八年 て來てゐることは見逃すことは出來ない。 の協力體 ズの王權叛抗の運動と同一 この意味に於いて、 制 の確立と言ふ目的を謂はば、 Household System の否定はない。唯、 性格のものと想定し得るのではあるが、又、一方に於いてその要求が、單に「王と人民」と Stubbs の考へる如く、一三一一年の「 Lords Ordainers」 政治的領域に於ける要求たるに留らず、著しく行政の諸領域にまで侵出せしめ この意味で J. Conway Davies 等の言ふ、 「國王」との正しい「協力」體制への復歸の要求があつたので 「國王の の運動を一三世紀のバロ Personal な行政機

當時までに、 合には、 ロンズとの斗争であつたと言つてよいであらう。これは、先述した如く、Edward I の中央集權化の努力を經て、 しかもここに注意すべきは、一二五八年には見られなかつた「議會」への關心がバロンズの間に高まつて來たことで 口 ンズの要求と比較する時、 單に國王の側近にある官吏の任発に發言權を得る以上のものを持たざるを得なかつたからであつた。 の正しくも指摘するように、一三一一年 國家制度の整備と進化が相當實を擧げ、 明らかに「行政」 への彼等の關心が昻つてゐることは否定し得ない。 の運動は正に、「行政」を繞つてのイギリス史上、 バロンズが既得の權利を保持し得る國家體制を維持せんとする場 從つて、 初の國王對 S.B.

ある。

ズの意圖する處が、 を設け、行政行為が、一定の體制の維持を困難ならしめること、或はそのような體制を破壞せんとするのを阻止せ 見るに、それは全て、 と見ることは可能であり、こうした動向と、 するために生れたものであることは言をまたない。それは或る意味では、立法府の行政府に對する優越性の主張の源流 同意を以つて行ふこと(第一四條)、 バ ロンズの同意を以つてのみ取消し得ること(第七條)、 例へば、 などは、 開戰の決定は議會內のバロンズの同意を以つて行ふべきこと(第九條)、不當な國王の writ は、 「議會」 「國王に奉仕する行政制度」 單に「國王の側近」の任発に關するのみではなく、彼等の行爲そのものに對しても、 に對する彼等の關心の强くなつて來てゐることを示してゐる。かくの如き「議會」 又、請願を處理するための委員會を議會内に設置する要求を行つてゐること 上述した「王權」と「國王個人」とを區別する思想とを結付けて、 に代つて「國家的利益に奉仕する行政制度」の建設にあつたとするこ 國王の行政機關の主要な職員の任命には議會內のバ 定の規矩 議會內の の活動を 口 バロン ン んと ズの (第

を制度的 能せしめることに努力したにとどまつたと言ふべきである。ここに、 彼等の意圖する處はしからば何であつたか。それは要するに、 形成を見るに至ることは、旣に周知の處であらう。これは時代の要請であり、又時代に則する唯一の統治型態であつた。 ギリスの國家統治は依然として、 革」という意味でのものではなかつた。旣に論じて來た如く、 に於ける活動は、この後一三二二年の王權恢復の後とは言へ更に擴大强化され、所謂「Administrative Council」の とには、 ンズ卽ち封建貴族との相對的關係の問題が秘められてゐると見ることも可能であらう。 現實の行動に於ける著しい不活潑性が生じたのであつた。更にこの根抵には、 尚問題があるようである。 根本的に改革するのではなくして、そのような「制度」を彼等の理想とする社會體制に合致するが如く機 「國王の Household System」を通して行はれた。國王を取卷く顧問團の行政分野 彼等は、 行政の分野にまづ發言を行はうとしたとはしても、これが直に「制度的! 「國王」を中心として、「國王」に服する「行政機構」 根本的な機構改革の意圖はない。 一面に於いては、著しく急進的な思想を表明しつ 封建社會內に於ける中央權力とバ この後に於いても、 イ

このような對立、 出された解決策であり、 要するに、 一三一一年の「 Lords Ordainers」の運動は、 混亂を通して、次第に近代イギリス政治社會への模索の續けられてゐることを我々は認めなければな 正に國王の側からする解決策たる「 Statute of York」と對比さるべきものである。 破綻せんとする政治社會に對して、 封建貴族の側か ら提

- (1) Constitutional History, Vol.II, p. 338
- (α) Vita Edwardi Secundi (ed. by N. Denholm-Young) pp.8~13.
- (α) B. Wilkinson, Studies. Chapter X.
- (4) Stubbs, Constitutional History, Voll. II. p. 339.
- (ы) S.B. Chrimes, Introduction, Chp. V.
- (6) B. Wilkinson, Constitutional History, Vol. II. p. 119~120.
- B. Wilkinson; "The 'Politicai Revolution' of the Thirteenth and Fourteenth Centuries in England" Speculum, XXIV (Oct. 1949), p. 504.
- 「Ordinances」 シ Privy Seal とりらいせ J.H. Trueman; "The Privy Seal and Fnglish Ordinances of 1311," Speculum, XXXI (Oct. 1956), pp. 611~25 を見られたい。